

あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会 規約

(目的)

第1 本県の航空分野における CO2 排出量削減を図るため、企業や市町村等が連携し、「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト」(以下「プロジェクト」)の推進をはじめ、この地域での SAF サプライチェーンの構築を目指す。

(協議事項等)

第2 目的を達成するために必要な事項の協議、検討、事業を実施する。

(構成メンバー)

第3 協議会の構成メンバーは、別表のとおりとする。

(会員)

第4 協議会の会員は、第1条の目的に賛同し、協議会への参画を希望する別表「会員」のいずれかに該当する企業・団体(市町村、一部事務組合を含む。)とする。

2 協議会の会員になろうとする者は、別紙1「入会申込書」を事務局に提出し、その承認を受けることにより会員になることができる。

3 会員が別紙1「入会申込書」に記載した法人名、担当者等の登録情報が変更となったときは、別紙2「登録情報変更届」を事務局に提出しなければならない。

4 会員が協議会を退会しようとするときは、別紙3「退会申出書」を事務局に提出しなければならない。

5 本規約を遵守しないとき又はその他協議会の趣旨にふさわしくないと合理的な理由が認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(会長等)

第5 協議会には会長を置く。また、必要に応じアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長は会長代行を指名し、その運営をさせることができる。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるとき構成メンバー以外のものを協議会に出席させることができる。

3 会長は、特定の事項について、具体的な検討作業を行うため、協議会の下でワーキンググループを開催することができる。

4 協議会の会議資料は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、会員等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第7 構成メンバーは、協議会において知り得た活動内容を、他の会員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課において処理する。

(その他)

第9 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2025年8月8日から施行する。

(別表)

あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会 構成メンバー

プロジェクト 提案企業※	株式会社レボインターナショナル
	株式会社 NTT データ
会員	次のいずれかに該当する企業・団体(市町村、一部事務組合を含む。)
	廃食用油等を SAF の原料として本地域のカーボンニュートラルに資する形で有効活用したい企業・団体
	この地域の地産地消 SAF を航空機に給油するために協力していただける企業・団体(給油事業者)
	この地域の地産地消 SAF を利用したい企業・団体(エアライン等)
	その他、この地域の SAF サプライチェーン構築に関心のある企業・団体
アドバイザー	学識経験者等
オブザーバー	国・県・航空関連企業等
事務局	愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

※「あいちカーボンニュートラル戦略会議」にあいち地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクトのアイデア提案を行った企業